

第2次高槻市自殺対策計画進捗確認シート

資料3

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
重点施策1 市民のこころの健康づくりを進める						
1		保健予防課	市民向けの講演会の開催	自殺の危険因子である、うつ病、統合失調症、アルコール等依存症等をテーマに講演会を開催し、正しい知識の普及啓発に努めます。	P.36	実施回数:2回
2		保健予防課	関係機関向け研修会等の開催	自殺の危険因子である、うつ病、統合失調症、アルコール依存症等をテーマに研修会を開催し、正しい知識の普及啓発に努めます。	P.36	関係機関職員向け研修会の開催 実施回数:1回
3		保健予防課	こころの健康相談	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、精神科医師等の相談員がこころの病気(統合失調症、うつ病、アルコール依存症等)に関する相談に応じ、適切な精神科医療につなぎます。	P.36	来所、訪問、電話相談:3,500件 リーフレット等配布:5,500部 来所、訪問相談については、必要に応じて、オンラインでの相談も実施していく。
4	●	保健予防課	(新)心のサポーター養成事業	精神疾患は、誰でもかかりうる病気であることから、メンタルヘルスに関する正しい知識を広めることがとても重要です。メンタルヘルスファーストエイドの考え方に基つき、周囲の身近な方が心のサポーターとして、メンタルヘルスの問題を抱える人を支援する仕組みづくりに取り組みます。	P.36	実施回数:1回
5		長寿介護課	老人クラブへの活動支援	地域の高齢者が自主的に設立した老人クラブに対して、会員数や活動状況に応じて補助金を助成し、高齢者の介護予防やボランティア活動等を促進するとともに、生きがいづくりやスポーツ活動の活性化を図ります。	P.37	老人クラブ活動の指導育成により、高齢者の社会参加の促進を行う。 老人クラブ数:165クラブ 老人クラブ会員:9,500人 老人クラブ加入率:約10%
6		長寿介護課	すこやかテラス(市立老人福祉センター)の運営管理	高齢者が健康で明るい生活を営むため、地域活動や介護予防の拠点として、また、教養の向上、健康づくり、レクリエーション、憩いの場としてすこやかテラス(市立老人福祉センター)の運営管理を行い、高齢者の生きがい活動を支援します。	P.37	〔利用人数〕 5センター計:260,000人
7		子育て総合支援センター	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター)	主に乳幼児(0～3歳)を持つ子育て中の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合ったり、相談したり、学びあったりする「場」を設置し、子育てへの負担感の緩和を図ります。一時預かりや地域の子育て支援団体との連携に取り組む事業を展開するとともに、地域の子育て支援力の向上に取り組めます。	P.37	【子育て支援センター 5箇所】 利用者数 10,000人 講座参加者数 2,200人 子育て相談件数 550件 【つどいの広場 12箇所】 利用者人数 70,000人 講座参加者 9,000人 子育て相談件数 2,700件 【一時預かり 7箇所】 利用者数 7,000人

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
8		都市づくり推進課	バリアフリー	「バリアフリー基本構想」の着実な推進を図るため、障がい当事者、交通事業者、学識経験者から成る附属機関を設置し推進体制の充実を図る。また、「心のバリアフリー」の醸成に向けて、市内小学校での総合学習等に取り組みます。	P.37	高槻市バリアフリー推進協議会:1回 市内小学校でのバリアフリー総合学習:2校
9		産業振興課	ワーキング ニュースの発行	「高槻ワーキングニュース」に労働者のメンタルヘルス保持に関する啓発や相談先の周知等を行います。	P.37	労働分野について総合的に扱う中、自殺者対策につながる内容の掲載も行う。
10		高槻市社会福祉協議会	地域の居場所の 拡充と活用	住民の声や福祉ニーズをすばやく受け止め、地域福祉活動を進めていくために、地域の中で住民が気軽に相談したり、年齢や障がいの有無に関係なく集い・交流できる「ふれあい喫茶」などの場づくりのさらなる拡充と活用を行います。	P.37	「ふれあい喫茶」を開催し、交流や相談支援の場として、年齢や障がいの有無に関係なく集い・交流できる居場所として活用を図る。
11		高槻商工会議所	健幸経営の普及啓発	市内事業所の「健全な経営」と企業の従業員の「幸福な生活」の実現を目指し、「健幸経営」に関する情報発信を行います。	P.37	・経済産業省主催「健康経営優良法人」と協会けんぽの「健康宣言」の周知 ・健康診断受診後の専門家による健康サポート受診者:25人 ※例年、健康診断を年に1回実施していたが、受診促進のため令和6年度より2回に変更する。
重点施策2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す						
12		保健予防課	普及啓発	自殺予防啓発活動(公共交通機関、公共施設、市内大学、病院等における啓発展示やリーフレットの配布等)を行います。	P.39	【ポスター掲示】 ・阪急3駅(高槻市駅、富田駅、上牧駅)、JR2駅(高槻駅、摂津富田駅)構内:(9月・3月)、テレビジョン映写 ・図書館・公民館・支所・市内病院(精神科単科除く)・高槻市社会福祉協議会・高槻現代劇場・庁内関係課(9月・3月) ・高槻市バス車内(9月・3月) 【若年層向け啓発】 ・二十歳のつどいにて自殺予防啓発リーフレットを配布(1月) ・市内3大学にポスター・リーフレットを配布(9月・3月) 【その他全般】 ・高槻商工会議所「商工ニュースたかつき」への啓発記事掲載(9月・3月) ・高槻市医師会 医療機関マップへの啓発記事掲載 ・全職員啓発用名札台紙配布(3月) ・広報誌掲載(9月号・3月号)、ホームページ掲載 ・磐手公民館での啓発展示 ・春日ふれあい文化センターでの啓発展示 ・市役所本庁での啓発展示(9月、3月)
13		保健予防課	依存症対策	依存症に関する相談支援や専門医療機関への受療支援および支援団体・自助グループの情報提供やつなぎを行います。	P.39	支援団体や各専門相談に関する情報提供を行い、必要な支援につなぐ。
14		保健予防課	エイズ・性感染症相談	エイズを含む性感染症について、相談及び無料検査(エイズ、梅毒、クラミジア)を実施しています。	P.39	HIV検査普及週間、世界エイズデーでの啓発展示を実施し、多くの方に検査・相談を受けていただけるよう、広報誌やホームページ・SNS等での周知を行う。 また、講座等の際に、保健所で行っている検査を案内することで、特に若年層に向けた啓発を行う。
15		保健予防課	企業等のメンタルヘルス対策の促進	高槻商工会議所と連携し、「商工ニュースたかつき(商工会議所発行)」等に労働者向けのメンタルヘルスに関する啓発記事を掲載するほか、自殺予防やメンタルヘルスに関する企業等での研修に取り組みます。	P.39	「商工ニュースたかつき」への啓発記事掲載:9月、3月

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
16		保健予防課 交通部総務企画課	普及啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、市バス車両へのポスター掲示を行います。	P.39	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、市バス全車両へのポスター掲示を行う。
17		人権・男女共同参画課	人権情報提供・啓発事業	(1)人権相談(人権110番、人権特設相談)を実施 (2)人権啓発を実施、人権啓発事業を行います。	P.39	広報誌・ホームページを活用し、当事業の周知に努める。
重点施策3 社会的な取組で自殺を防ぐ						
18		保健予防課	高槻市自殺対策連絡協議会	保健、医療、福祉、教育、労働、地域等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報共有、協議、連携を行います。	P.40	実施回数:1回
19	●	保健予防課	(新)高槻市自殺対策計画推進本部会議	自殺対策について、庁内関係部署が必要な情報共有、連携を図ることで全庁的かつ横断的な取組を推進します。	P.40	実施回数:1回
20		保健予防課	難病患者の療養支援	保健師による療養相談やその他専門職による相談・指導を行うとともに、疾患に関する講演会等を実施します。	P.40	保健師による療養相談やその他専門職による相談・指導を行うとともに、疾患に関する講演会等を実施する。
21		人権・男女共同参画課	女性相談・対応事業	(1)女性相談の実施 (2)女性の自立支援等に向けた情報提供	P.41	女性相談を案内するリーフレットの作成・配布 ・リーフレット「女性の相談室」:2,500部 ・DV相談リーフレット2種:各5,000部
22		人権・男女共同参画課	DV相談・対応事業	(1)DV対応連絡会議の実施 (2)「女性に対する暴力をなくす運動」期間のDV防止啓発・相談機関の周知・パープルリボン(グッズ)の配布 (3)DVリーフレット作成・配布 (4)デートDV防止啓発リーフレット作成・配布 (5)DV相談の実施 (6)DV被害者同行支援(一時保護等)	P.41	DV相談リーフレット2種の作成・配布:各5,000部
23		人権・男女共同参画課	男女共同参画センター事業	(1)男女共同参画推進事業(男女共同参画週間・フォーラムの実施等) (2)男女共同参画に関する啓発イベント・講座の開催 (3)主催講座での保育預かりの実施 (4)情報収集・提供事業(図書・DVD(ビデオ)等の情報提供) (5)情報誌(男女共同参画センターだよりの発行) (6)女性法律相談の実施	P.41	女性相談を案内するリーフレットの作成・配布 ・リーフレット「女性の相談室」:2,500部
24		市民生活相談課	市民相談事業	市民の日常生活の問題についての一般相談及び法律、税務などの各種専門相談を受け付けます。	P.41	一般相談:4,500件 専門相談:2,000件 広報誌掲載:年1回 ホームページ掲載:常時 専門相談一覧表の配架

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
25		市民生活相談課	消費生活苦情相談事業	市民の消費生活に関する相談に専門の相談員が応じます。	P.41	消費生活苦情相談:3,000件
26		地域共生社会推進室	民生委員児童委員による相談	住民の身近な相談相手である民生委員児童委員が、地域で相談に応じ、関係機関につなぐなど、相談体制の充実を図ります。	P.41	住民の身近な相談相手である民生委員児童委員が、地域で相談に応じ、関係機関につなぐなどの支援を行い、住民の見守り活動を行う。
27	●	長寿介護課	(新)一般介護予防事業	①介護予防把握事業 介護予防に対する取組への意識付けを目的として、相談業務や事業、関係機関との連携を通じ、介護予防基本チェックリストを実施 ②介護予防普及啓発事業 介護予防に関する活動の普及啓発推進を目的に、介護予防教室や健康相談、出前講座等を実施 ③地域介護予防活動支援事業 ア 自主グループ、元気クラブの活動支援 市民の自主的かつ継続的な介護予防の取組に向けた健康教育や健康相談、体操指導、活動継続のための相談等を行います。 イ 生活支援サポーター事業 介護保険等の公的サービスと地域の支え合い活動の隙間を埋める担い手の養成、地域活動の支援を行います。 ウ 介護予防活動通所型事業(街かどデイハウス) 民間既存家屋等を利用した場における住民参加型の介護予防プログラムを実施します。	P.41	介護予防の取組が必要な人を適時把握し、必要な取組につなげるとともに、体操実施拠点の充実と住民主体の介護予防活動を支援する。 介護予防の普及啓発に関する研修会等:1,400回、参加人数27,000人 体操実施拠点:310か所 地域活動組織への支援等:950回、参加人数16,000人 生活支援サポーター登録者数:250人 介護予防活動通所型(街かどデイハウス):1,500回、参加人数13,000人
28	●	福祉相談支援課	(新)地域包括支援センター総合相談支援	高齢者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。また、高齢者等の権利擁護のために必要な援助を行います。	P.41	高槻市社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所等地域の関係機関との連携を深め、高齢者の権利擁護に関する相談支援の充実に努める。
29		福祉相談支援課	障がい者相談支援事業	障がい者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。また、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。	P.42	地域包括支援センター、社会福祉協議会等地域の関係機関との連携を深め、障がい者の相談支援の充実に努める。
30		福祉相談支援課 茨木公共職業安定所	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等、様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、くらしごとセンターの相談支援員を中心に、就労支援員による履歴書の添削や模擬面接、職場体験等の就労支援、更に関係部局や地域の関係機関と連携した包括的かつ早期的な支援を行います。また、同フロアに設置されているハローワークの専門窓口では、就労支援ナビゲーターが、市の就労支援員と連携しながら、効果的な職業紹介を行います。	P.42	ハローワーク等関係機関との連携を深め、就労支援の充実に努める。
31		健康医療政策課	医療相談	医療に関する市民の相談や苦情に対応し、医療の安全と信頼を高めます。	P.42	医療相談において、必要に応じて、こころの健康相談を案内する。
32		健康づくり推進課	健康教育・健康相談	食生活や運動など健康づくりに関する知識の普及を図るため、健康教育を実施します。また、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・保健師が個別に健康に関する相談に応じます。	P.42	・健康教室 実施回数:9回 ・健康相談会 実施回数:9回

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
33		健康づくり推進課	各種健(検)診	疾病等の早期発見、早期治療の推進のため、がん検診・特定健診・歯科健診等の各種健(検)診を実施します。	P.42	・がん検診 ＜個別＞肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん ＜集団セット検診＞ ①すこやかドック(肺・胃・大腸がん検診):6回 ②レディースドック(肺・胃・大腸・子宮頸・乳がん検診):8回そのうち保育付き検診を3回 ③子宮頸・乳・大腸がん検診:17回そのうち保育付き検診を11回 ④まとめて健診(肺・胃・大腸がん検診と市国保特定健診):25回そのうちメンズDayを2回 ⑤まとめて健診※(プラス)～レディースDay～(肺・大腸・子宮頸・乳がん検診と市国保特定健診):5回 ・前立腺検査＜個別、集団＞ ・肝炎ウイルス検診＜個別、集団＞ ・成人ピロリ菌検査＜個別、集団＞ ・骨の健康度測定＜集団＞ ・健康診査＜個別＞ ・成人歯科健診＜個別、集団3回＞ ・特定健診＜個別、集団62回＞ ※個別健(検)診は、4月1日～3月15日まで実施
34		健康づくり推進課	保健指導	特定健診受診者のうち、生活習慣病発症のリスクがある人や重症化の恐れがある人に対して保健指導を実施し、生活習慣の改善等を支援します。	P.42	・セミナー 実施回数:16回 ・直営個別 実施回数:56回 ・高血圧予防教室 実施回数:8回 ・糖尿病予防教室 実施回数:8回
35		子ども育成課	ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父、母・寡婦の相談に応じる。	P.42	相談件数 1,184件
36	●	子ども保健課	(新)利用者支援事業(母子保健型)	保健師・助産師等の母子保健コーディネーターが、妊娠届に来所する妊婦に面談を行い、母子保健・子育てに関する相談及び各種サービスの情報提供を行い、支援プランを作成します。	P.42	母子保健コーディネーター相談支援数:2,400件
37	●	子ども保健課	(新)産婦健診	出産後の産婦の心身の不調、育児不安を早期に把握するために、健診費用の助成を図り、必要な産婦に対し相談や支援を行います。	P.42	産婦健診受診者数 実1,900人(延べ3,800人)
38		子育て総合支援センター	児童家庭相談	社会福祉士・心理職・保健師等の専門職を配置し、子育て不安や子どもの養育など、18歳未満の子育てに関する相談を実施する。保護者の相談内容を傾聴し、アセスメントとそれに基づく適切な援助を行う。あわせて、相談等を通じて、児童虐待を未然に防止するための取組を進める。	P.42	児童家庭相談対応件数 新規ケース:1,900件 継続ケースを含んだ件数:7,000件 児童虐待防止の啓発 ・高槻市児童虐待等防止連絡会議構成機関へのリーフレット配布・配架:60,000枚 ・児童虐待防止推進月間では、街頭啓発等の啓発事業を実施し、児童虐待防止啓発活動に取り組む。
39		子育て総合支援センター	子育て総合支援センター(子育て相談及び情報提供)	就学前の親子が集うプレイルームや各種講座で子育てに関する相談や情報提供を行う。	P.42	プレイルーム利用者数 24,500人 講座参加者数 4,000人 子育て相談件数 1,400件 子育て情報誌の発行部数 9,800部 HP等での情報発信 随時 広報誌への掲載 毎月

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
40		子育て総合支援センター	子育て相談訪問事業	養育支援が特に必要であると認められる家庭に対して、子育て相談訪問員(保育士等の専門員)が訪問し、養育に関する相談・助言・指導を行い、当該家庭の適切な養育の実施を図る。	P.42	寄り添い支援をとおして、引き続き子育ての不安、負担感の軽減を図るとともに、児童虐待の未然防止が図れるよう取り組む。
41		子育て総合支援センター	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士等が訪問し、育児相談・情報提供などを行うことで保護者の育児不安を解消し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス利用に結びつけます。	P.43	地域における身近な支援環境の充実を図ることを目的に民間委託を実施し、引き続き子育ての不安、負担感の軽減により児童虐待の未然防止が図れるよう取り組む。
42		産業振興課	労働相談	労働者の抱える諸問題の解決を図るため、市民・勤労者からの様々な労働に関する相談について専門相談員(社会保険労務士)が適切な助言と指導を行います。	P.43	ホームページやチラシを中心に、必要に応じて広報誌やワーキングニュース(産業振興課作成の情報誌)等に掲載することにより、労働相談の周知を図る。
43		産業振興課	障がい者雇用相談	障がい者及び事業主からの雇用・就労に関する相談について、専門相談員(精神保健福祉士等)を通して適切な助言・指導を行う。	P.43	ホームページやチラシを中心に、必要に応じて広報誌やワーキングニュース(産業振興課作成の情報誌)に掲載することにより、障がい者雇用相談の周知を図る。
44	●	高槻市社会福祉協議会	(新) 大阪府生活福祉資金貸付事業	大阪府社会福祉協議会が行う資金貸付事業の窓口として低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し自立支援のための資金貸付相談や申請手続き支援を行います。	P.43	大阪府社会福祉協議会が行う資金貸付事業の窓口として低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し自立支援のための資金貸付相談や申請手続き支援を行う。
45	●	高槻市社会福祉協議会	(新) ひきこもり当事者及び家族への支援事業	ひきこもり当事者及びその家族が参加者同士で日頃の悩みを語り合い、情報交換を行う居場所づくりの支援をします。	P.43	ひきこもり当事者及びその家族が参加者同士で日頃の悩みを語り合い、情報交換を行う居場所づくりの支援を行う。 ・ハイフン 毎月開催(年12回)※毎月第3火曜日 ・ハイフン家族教室 全3回開催予定
46		茨木公共職業安定所	こころのサポーター相談コーナー	求職活動をされる際に、精神的に不安を抱えておられる方への不安の解消、課題の整理のために、精神保健福祉士によるカウンセリングを行います。	P.43	「こころのサポーター相談コーナー」 毎週金曜日、10:00～16:00 完全予約制(1時間)で実施
重点施策4 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る						
47		保健予防課	ゲートキーパー養成研修	市民、専門職、職員などを対象に自殺対策に関する研修を実施し、ゲートキーパーを養成します。	P.44	実施回数:10回
48		保健予防課	自殺未遂者等相談支援検討会	自殺未遂者や精神保健福祉に関連した事例検討会を実施し、精神科医等の専門的知見による助言のもと、関係機関も含めた検討を行うことにより、適切な支援を充実させるとともに、支援者の対応力向上を図ります。	P.44	実施回数:16回 うち、外部講師による検討会:4回

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
49		保健予防課	関係機関向け 研修会等の開 催(再掲)	自殺の危険因子である、うつ 病、統合失調症、アルコール依 存症等をテーマに研修会を開催 し、正しい知識の普及啓発に努 めます。	P.44	関係機関職員向け研修会の開催 実施回数:1回
50		教育センター	教職員対象研 修	教職員を対象に、若者が抱え込 みがちな自殺のリスクなどの情 報提供を行い、理解の促進を図 ります。	P.44	教育相談研修において、「事例から見立てと方針の立て方・ ロールプレイング(カウンセリングの技法の基本)を学ぶ」「事例 検討 ～不登校児童生徒への支援と教育相談～」と題して講師を招 いて研修を実施予定。
重点施策5 適切な精神科医療を受けられるようにする						
51		保健予防課	市民向けの 講演会の開催 (再掲)	自殺の危険因子である、うつ 病、統合失調症、アルコール等 依存症等をテーマに講演会を開 催し、正しい知識の普及啓発に 努めます。	P.46	実施回数:2回
52		保健予防課	こころの健康相 談(再掲)	保健師、社会福祉士、精神保健 福祉士、精神科医師等の相談 員がこころの病気(統合失調 症、うつ病、アルコール依存症 など)に関する相談に応じ、適 切な精神科医療につなぎます。	P.46	来所、訪問、電話相談:3,500件 リーフレット等配布:5,500部 来所、訪問相談については、必要に応じて、オンラインでの相 談も実施していく。
53	●	保健予防課	(新) 精神科医師に よるこころの健 康相談	精神科医師がこころの病気に関 する相談に応じ、適切な精神科 医療につなぎます。また、精神 科医療に関するコンサルテー ションを実施し、相談支援の充 実を図ります。	P.46	実施回数:105回
54		保健予防課	自殺未遂者相 談支援事業	大阪府高槻警察署・大阪医科 薬科大学病院・市消防本部と連 携し、相談を希望する自殺未遂 者やその家族に対し相談支援 を行います。	P.46	相談支援件数:30件 大阪府警察署、大阪医科薬科大学病院、市消防本部と連携 し、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対し相談支援を 行う。
55		保健予防課	依存症対策(再 掲)	依存症に関する相談支援や専 門医療機関への受療支援およ び支援団体・自助グループの情 報提供やつなぎを行います。	P.46	支援団体や各専門相談に関する情報提供を行い、必要な支援 につなぐ。
56		健康医療政策 課 保健予防課	大阪府三島精 神医療懇話会	「大阪府医療計画」に基づき、 二次医療圏における多様な精 神疾患に対応できる医療機能 の明確化や連携体制の構築な どを検討します。	P.47	三島医療圏における多様な精神疾患に対応できる医療機能の 明確化や連携体制の構築などについて検討するため、大阪府 保健医療協議会等事業委託契約に基づき、1回開催する。
57		障がい福祉課	自立支援医療 (精神通院医 療)	精神疾患等で指定医療機関に 通院する際の医療費等の公費 負担に関し、申請を受け付け、大 阪府への書類の取次ぎを行いま す。また、より多くの対象者が 制度を利用できるよう、制度の 周知を図ります。	P.47	引き続き、適正で迅速な執行に努め、ホームページ及び「障が い者(児)福祉のあらまし」等での制度の周知を行う。
重点施策6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ						
58	●	保健予防課	(新) 自殺未遂者の 相談窓口の周 知	自殺予防啓発とともに、自殺未 遂者の相談窓口を市内関係機 関に周知し、再企図の防止に努 めます。	P.48	こころの健康相談に関するリーフレット等配布:5,500部
59		保健予防課	自殺未遂者相 談支援事業(再 掲)	大阪府高槻警察署・大阪医科 薬科大学病院・市消防本部と連 携し、相談を希望する自殺未遂 者やその家族に対し相談支援 を行います。	P.48	相談支援件数:30件 大阪府警察署、大阪医科薬科大学病院、市消防本部と連携 し、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対し相談支援を 行う。

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
60	●	保健予防課	(新) 自殺未遂者支 援機関の連携 強化	自殺未遂者への早期治療、自殺未遂の背景となった問題を解決するための支援等、切れ目のない継続的かつ包括的な支援を実施するために、保健所、大阪府高槻警察署、大阪医科薬科大学病院、市消防本部の相互連携を強化します。	P.48	大阪府警察署、大阪医科薬科大学病院、市消防本部と未遂事例について連携し、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対し相談支援を行う。相談支援を行う際には、相互連携を図りつつ支援を行う。
61		保健予防課	自殺未遂者等 相談支援検討 会(再掲)	自殺未遂者や精神保健福祉に関連した事例検討会を実施し、精神科医等の専門的知見による助言のもと、関係機関も含めた検討を行うことにより、適切な支援を充実させるとともに、支援者の対応力向上を図ります。	P.48	実施回数:16回 うち、外部講師による検討会:4回
重点施策7 遺された人の支援を充実する						
62		保健予防課	支援団体への つなぎ	自死遺族等の相談に対して、支援団体や各専門相談に関する情報提供を行い、必要な支援につなぐなどの相談支援を行います。	P.49	支援団体や各専門相談に関する情報提供を行い、必要な支援につなぐ。
63	●	保健予防課	(新) 自死遺族等 に対する相談 支援	自死遺族を含む大切な人を亡くした人に対する相談支援を実施し、遺族等が安心して相談できる場を提供します。	P.49	自死遺族等に対する相談支援では、必要に応じて支援団体や各専門相談に関する情報提供を行う。
64	●	保健予防課	(新) 自死遺族に 関する研修 会等への参 加	自死遺族に適切な対応を行えるよう、大阪府や民間団体等が実施する研修会に参加し、スキルの向上を図ります。	P.49	参加回数:1回以上
重点施策8 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する						
65		保健予防課	高槻市自殺 対策連絡協 議会(再掲)	保健、医療、福祉、教育、労働、地域等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報共有、協議、連携を行います。	P.50	実施回数:1回
66	●	保健予防課	(新) 高槻市自殺 対策計画推 進本部会 議(再掲)	自殺対策について、庁内関係部署が必要な情報共有、連携を図ることで全庁的かつ横断的な取組を推進します。	P.50	実施回数:1回
67		保健予防課	支援団体への つなぎ(再掲)	自死遺族等の相談に対して、支援団体や各専門相談に関する情報提供を行い、必要な支援につなぐなどの相談支援を行います。	P.50	支援団体や各専門相談に関する情報提供を行い、必要な支援につなぐ。
68		保健予防課	自殺未遂者 相談支援事 業(再掲)	大阪府高槻警察署・大阪医科薬科大学病院・市消防本部と連携し、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対し相談支援を行います。	P.50	相談支援件数:30件 大阪府警察署、大阪医科薬科大学病院、市消防本部と連携し、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対し相談支援を行う。
69		保健予防課	企業等のメン タルヘルス 対策の促進 (再掲)	高槻商工会議所と連携し、「商工ニュースたかつき(商工会議所発行)」等に労働者向けのメンタルヘルスに関する啓発記事を掲載するほか、自殺予防やメンタルヘルスに関する企業等での研修に取り組みます。	P.51	「商工ニュースたかつき」への啓発記事掲載:9月、3月

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
70		保健予防課	依存症対策(再掲)	依存症に関する相談支援や専門医療機関への受療支援および支援団体・自助グループの情報提供やつなぎを行います。	P.51	支援団体や各専門相談に関する情報提供を行い、必要な支援につなぐ。
71		コミュニティ推進室	コミュニティ市民会議補助事業	高槻市コミュニティ市民会議の活動の促進を図ります。	P.51	「市民にできることは市民で」という意識をもって地域力向上に励む同市民会議に対し、引き続き支援を行い、市民との協働したまちづくりを進める。
72		人権・男女共同参画課	DV相談・対応事業(再掲)	(1)DV対応連絡会議の実施 (2)「女性に対する暴力をなくす運動」期間のDV防止啓発・相談機関の周知・パープルリボン(グッズ)の配布 (3)DVリーフレット作成・配布 (4)デートDV防止啓発リーフレット作成・配布 (5)DV相談の実施 (6)DV被害者同行支援(一時保護等)	P.51	DV相談リーフレット2種の作成・配布:各5,000部
73		地域共生社会推進室	コミュニティソーシャルワーク事業	地域において、相談支援活動を行うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)について、あらゆる相談に対応する総合的なマネジメントやネットワークづくりの強化を図ります。	P.51	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)10人体制で、相談支援活動を行う。 制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、「福祉のまちかど相談」などの取組において、地域で活動する団体や関係機関等とCSWの連携・協力の一層の充実を図り、地域共生社会の実現にかかる包括的な支援体制に向けた取組を行う。
74	●	地域共生社会推進室 高槻市社会福祉協議会	(新) 多機関協働事業等の実施	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に向けて、「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業において、高齢・障がい・子ども・困窮分野と、それ以外の分野(教育、保健・医療、消費生活など)やインフォーマルを含むものとの複合課題に対応するため、多機関の協働による支援体制づくりを進めます。	P.51	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に向けて、「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業において、高齢・障がい・子ども・困窮分野と、それ以外の分野(教育、保健・医療、消費生活など)やインフォーマルを含むものとの複合課題に対応するため、多機関の協働による支援体制づくりを進める。
75		長寿介護課	生活支援体制整備事業	高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び介護予防と社会参加の推進を一体的に図ることを目的に、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、地域での支え合い体制づくりを行う。また、多様な生活支援・介護予防サービス提供主体間の情報共有及び連携強化の場として、「高齢者生活支援ネットワーク協議会」を定期的に開催し、地域資源の把握や課題を検討する。	P.51	生活支援コーディネーター配置数:3人 団体支援回数:300回 把握資源数:450団体 高齢者生活支援ネットワーク協議会の開催数:3回 担い手養成研修の実施回数及び延養成者数:2回、延数440人
76		長寿介護課	高齢者地域支えあい事業	ひとり暮らしの高齢者に対する地域住民による支え合い活動を展開することにより、高齢者が地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう支援します。	P.51	地区福祉委員会を中心に地域の協力者が協力して対象者への見守り、声かけ訪問を行う。
77		福祉相談支援課 保健予防課	「くらしごとセンター」と「こころの健康相談」の連携	各々の相談窓口で把握した生活困窮者・自殺の危険性の高い者を適切に両者の支援につなぎます。また、両者がともに支援する場合は、支援調整会議や個別カンファレンスへの相互参加など、必要な情報共有と連携を図ります。	P.51	生活困窮者・自殺の危険性の高い者を適切に両者の支援につなぎ、個別カンファレンスへの相互参加など、必要な情報共有と連携を図る。

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
78		福祉相談支援課 保健予防課	生活困窮者自立支援制度と自殺対策のネットワークの連携強化	生活困窮者支援調整ネットワーク会議や自殺対策連絡協議会等を活用し、両者が持つネットワークの連携強化を図ります。また、両者が実施する研修を相互に参加、活用する等により、お互いの支援内容について理解を深めます。	P.51	生活困窮者支援調整ネットワーク会議:1回 多重債務対策研修会:1回 自殺対策連絡協議会等(自殺対策計画推進本部会議幹事会):1回
79		福祉相談支援課 茨木公共職業安定所	生活困窮者自立支援事業(再掲)	生活困窮者に対し、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等、様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、くらしごとセンターの相談支援員を中心に、就労支援員による履歴書の添削や模擬面接、職場体験等の就労支援、更に関係部局や地域の関係機関と連携した包括的かつ早期的な支援を行います。また、同フロアに設置されているハローワークの専門窓口では、就労支援ナビゲーターが、市の就労支援員と連携しながら、効果的な職業紹介を行います。	P.52	ハローワーク等関係機関との連携を深め、就労支援の充実に努める。
80		子育て総合支援センター	児童家庭相談(再掲)	社会福祉士・心理職・保健師等の専門職を配置し、子育て不安や子どもの養育など、18歳未満の子育てに関する相談を実施する。保護者の相談内容を傾聴し、アセスメントとそれに基づく適切な援助を行う。あわせて、相談等を通じて、児童虐待を未然に防止するための取組を進める。	P.52	児童家庭相談対応件数 新規ケース:1,900件 継続ケースを含んだ件数:7,000件 児童虐待防止の啓発 ・高槻市児童虐待等防止連絡会議構成機関へのリーフレット配布・配架:60,000枚 ・児童虐待防止推進月間では、街頭啓発等の啓発事業を実施し、児童虐待防止啓発活動に取り組む。
81		青少年課	高槻市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法に基づき設置された協議会であり、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査や審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を行います。	P.52	青少年に係る総合的施策の適切な実施に向け、必要な事項を審議し、関係行政機関相互の連絡調整を行う。
82	●	高槻市社会福祉協議会	(新) 大阪府生活福祉資金貸付事業(再掲)	大阪府社会福祉協議会が行う資金貸付事業の窓口として低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し自立支援のための資金貸付相談や申請手続き支援を行います。	P.52	大阪府社会福祉協議会が行う資金貸付事業の窓口として低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し自立支援のための資金貸付相談や申請手続き支援を行う。
83	●	高槻市社会福祉協議会	(新) ひきこもり当事者及び家族への支援事業(再掲)	ひきこもり当事者及びその家族が参加者同士で日頃の悩みを語り合い、情報交換を行う居場所づくりの支援をします。	P.52	ひきこもり当事者及びその家族が参加者同士で日頃の悩みを語り合い、情報交換を行う居場所づくりの支援を行う。 ・ハイフン 毎月開催(年12回)※毎月第3火曜日 ・ハイフン家族教室 全3回開催予定
84		茨木公共職業安定所	こころのサポーター相談コーナー(再掲)	求職活動をされる際に、精神的に不安を抱えておられる方への不安の解消、課題の整理のために、精神保健福祉士によるカウンセリングを行います。	P.52	「こころのサポーター相談コーナー」 毎週金曜日、10:00～16:00 完全予約制(1時間)で実施
85		高槻商工会議所	健幸経営の普及啓発(再掲)	市内事業所の「健全な経営」と企業の従業員の「幸福な生活」の実現を目指し、「健幸経営」に関する情報発信を行います。	P.52	・経済産業省主催「健康経営優良法人」と協会けんぽの「健康宣言」の周知 ・健康診断受診後の専門家による健康サポート受診者:25人 ※例年、健康診断を年に1回実施していたが、受診促進のため令和6年度より2回に変更する。

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
重点施策9 子ども・若者の自殺対策を推進する						
86		教育指導課	スクールカウンセラーの派遣 (生徒指導推進事業)	いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対して、児童生徒の心の安定を図るとともに、いじめや不登校の早期発見や早期対応を図ります。	P.53	小中学校全校に配置(中学校区:週1回程度、小学校:月1回程度) 小中学校緊急派遣600時間
87		教育指導課	こころの教育(SOSの出し方に関する教育)への取組	児童・生徒が、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ適切な対応ができるよう、保健体育、道徳、総合学習等、様々な機会を通じて取り組みます。	P.53	「特別の教科 道徳」における内容項目生命の尊さ:全校実施 保健体育、小5、中1において心の発達及び不安や悩みへの対処、ストレスへの対処等について指導:全校実施
88		教育指導課	はにたんの子どもいじめ110番	いじめに関する相談機関の紹介や児童生徒がいじめを発見したときに通報できるシステムをホームページに開設し、いじめの早期発見や早期対応を図ると共に児童生徒がSOSを出しやすい環境整備を目指します。	P.53	はにたんカード全校児童生徒に配付:24,825部
89		教育センター	教育相談	心理・ことばの発達など教育上の問題や悩みを軽減あるいは解消するため、面接相談、医療相談、電話相談を行うことによって、相談者の主訴について問題解決を図ります。	P.54	面接相談:2,250件 電話相談:330件
90		教育センター	不登校児童生徒支援室事業	高槻市立小中学校に在籍する不登校児童生徒の社会的自立や学校生活への復帰に向けた支援を行います。また、中学校に不登校等支援員を配置し、校区の小中学校の不登校未然防止や別室登校等への取組みを支援します。	P.54	不登校児童生徒支援室開室日数:151日 ひきこもり状態にある児童生徒の学校復帰及び社会的自立支援にむけて取り組む。また、各中学校区に不登校等支援員を配置し、不登校児童生徒の社会的自立支援や別室登校等への取組みを支援する。
91		保健予防課	若年者対象メンタルヘルス研修	市内の大学生等を対象にメンタルヘルス、セルフケアに関する講義を行い、こころの健康づくりを進めるとともに、若者同士の気づきあいの力を高め、自殺予防の相互作用を図ります。	P.54	実施回数:4回
92	●	保健予防課	(新)関係団体へのつなぎ	子ども・若者等の相談内容に応じて、三島地域若者サポートステーションや障がい者就業・生活支援センター、地域の居場所等の情報提供を行います。	P.54	子ども・若者等に関する相談内容に応じて、支援機関や居場所などに関する情報提供を行い、必要な支援につなぐ。
93		子ども育成課	ひとり親家庭相談事業(再掲)	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父、母・寡婦の相談に応じる。	P.54	相談件数 1,184件
94	●	子ども保健課	(新)利用者支援事業(母子保健型)(再掲)	保健師・助産師等の母子保健コーディネーターが、妊娠届に来所する妊婦に面談を行い、母子保健・子育てに関する相談及び各種サービスの情報提供を行い、支援プランを作成します。	P.54	母子保健コーディネーター相談支援数:2,400件
95	●	子ども保健課	(新)産婦健診(再掲)	出産後の産婦の心身の不調、育児不安を早期に把握するために、健診費用の助成を図り、必要な産婦に対し相談や支援を行います。	P.54	産婦健診受診者数 実1,900人(延べ3,800人)

NO.	新規	担当課 機関名	事業名	事業概要	計画書 ページ	令和6年度の実施計画
96		子育て総合支援センター	児童家庭相談(再掲)	社会福祉士・心理職・保健師等の専門職を配置し、子育て不安や子どもの養育など、18歳未満の子育てに関する相談を実施する。保護者の相談内容を傾聴し、アセスメントとそれに基づく適切な援助を行う。あわせて、相談等を通じて、児童虐待を未然に防止するための取組を進める。	P.54	児童家庭相談対応件数 新規ケース:1,900件 継続ケースを含んだ件数:7,000件 児童虐待防止の啓発 ・高槻市児童虐待等防止連絡会議構成機関へのリーフレット配布・配架:60,000枚 ・児童虐待防止推進月間では、街頭啓発等の啓発事業を実施し、児童虐待防止啓発活動に取り組む。
97		子育て総合支援センター	子育て相談訪問事業(再掲)	養育支援が特に必要であると認められる家庭に対して、子育て相談訪問員(保育士等の専門員)が訪問し、養育に関する相談・助言・指導を行い、当該家庭の適切な養育の実施を図る。	P.54	寄り添い支援をとおして、引き続き子育ての不安、負担感の軽減を図るとともに、児童虐待の未然防止が図れるよう取り組む。
98		子育て総合支援センター	子育て総合支援センター(子育て相談及び情報提供)(再掲)	就学前の親子が集うプレイルームや各種講座で子育てに関する相談や情報提供を行う。	P.54	プレイルーム利用者数 24,500人 講座参加者数 4,000人 子育て相談件数 1,400件 子育て情報誌の発行部数 9,800部 ホームページ等での情報発信 随時 広報誌への掲載 毎月
99		子育て総合支援センター	こんにちは赤ちゃん事業(再掲)	生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士等が訪問し、育児相談・情報提供などを行うことで保護者の育児不安を解消し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス利用に結びつけます。	P.54	地域における身近な支援環境の充実を図ることを目的に民間委託を実施し、引き続き子育ての不安、負担感の軽減により児童虐待の未然防止が図れるよう取り組む。
100		子育て総合支援センター	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター)	主に乳幼児(0～3歳)を持つ子育て中の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合ったり、相談したり、学びあったりする「場」を設置し、子育てへの負担感の緩和を図ります。一時預かりや地域の子育て支援団体との連携に取り組む事業を展開するとともに、地域の子育て支援力の向上に取り組みます。	P.55	【子育て支援センター 5箇所】 利用者数 10,000人 講座参加者数 2,200人 子育て相談件数 550件 【つどいの広場 12箇所】 利用者人数 70,000人 講座参加者 9,000人 子育て相談件数 2,700件 【一時預かり 7箇所】 利用者数 7,000人
101		青少年課	青少年相談	子どもや青少年、保護者を対象に、学校や進路、友達や人間関係、教育や家庭、子育てに関する不安や悩み等について、相談対応を行います。ケースに応じて、他機関への紹介や連携を行い、問題解決を目指します。	P.55	市内4箇所にて青少年相談に対応 ○富田・春日青少年交流センター 電話または面接による相談を行う。 ○青少年センター及び青少年課(8階) 関係機関の紹介を行う。